

官民競争入札等監理委員会 第216回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第216回官民競争入札等監理委員会議事次第

日 時：平成30年6月28日（木）16:00～17:43

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会

2. 評価（案）について

○防衛省／市ヶ谷地区施設管理業務

○（独）医薬品医療機器総合機構／共用LANシステム等に係る運用管理支援業務

○国土交通省／建設業取引適正化センター設置業務

○文化庁／文化庁メディア芸術祭の企画・運営

3. 「公共サービス改革基本方針（案）」について

4. 公共サービス改革報告書（案）について【非公開】

5. 事業評価に係る検討事項等について【非公開】

6. 閉 会

○稲生委員長 それでは、全員おそろいではございませんけれども、定刻を過ぎてございますので第216回官民競争入札等監理委員会を始めさせていただきます。本日は議事次第のとおり議題2から議題5までご議論いただきます。このうち議題4と議題5につきましては、本委員会運営規則第5条の規定に基づきまして会議を非公開といたしまして、後日議事要旨を公開することといたしたいと思います。

それでは、議事次第2の評価案につきまして4件のご審議をいただきたいと思います。評価案については、事業主体からの実施状況報告に基づいて総務省が評価案を作成し、入札監理小委員会でご議論・ご審議をいただきました。

それでは最初に、「防衛省／市ヶ谷地区施設管理義務」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○小原参事官 「防衛省／市ヶ谷地区施設管理業務」の評価案についてご説明します。防衛省市ヶ谷地区は24万平方メートルの面積に当時39の建物がございました。市場化テスト第3期ではその施設管理業務を3つに分けまして、①各設備点検保守及び運転監視等業務、②清掃・植栽管理・廃棄物監理・環境保全業務、③警備・受付業務をそれぞれ委託しています。今回の評価対象は第3期、平成29年度単年度の事業です。

落札結果は、各設備点検保守及び運転監視等業務については1者応札で、19億7,220万円で落札されています。清掃・植栽管理・廃棄物監理・環境保全業務については4者入札、うち予定価格以内1者で2億520万円で落札されています。警備・受付業務については1者入札で、5億1,220万円で落札されています。

「防衛省／市ヶ谷地区施設管理業務」は、市場化テスト前は年度ごと約90件の個別契約であったものを、平成23年度から平成25年度の市場化テスト第1期、平成26年度から平成28年度の第2期では業務を包括して実施しましたが、いずれも1者応札でした。3期目は業務を3分割し、外部委託しての競争性確保の検討のため単年度の契約で実施しました。なお平成30年度開始の第4期においては検討の結果、事業を5区分、3年契約で実施しています。

評価は、競争性に課題が認められるが、市場化テストを終了することはやむを得ないと判断するものです。評価のポイントは次のとおりですが、第4期の入札結果も出ているので、これも含めて判断しています。確保されるべき質については達成されました。また民間事業者からの改善提案により、各設備点検保守業務において機器点検に独自の点検手法を設けることによる重大故障の未然防止、清掃業務において各建物の業務責任者の定期会議を設けることによる庁舎の衛生環境の向上、警備業務において身分証の提示案内及び声かけによる危機管理体制の強化が図られました。

実施経費は、市場化テスト導入前と第3期との業務内容の差異等を考慮して比較して約1,230万円、0.6%減となっています。施設管理の対象となった施設増等の業務内容の差異を考慮し、従前経費と比較すると、第1期及び第2期においてそれぞれ約6,230万円、3.0%減、約6,540万円、3.2%減の経費削減効果が認められます。また包括

化及び複数年度契約から3区分及び単年度契約に変更したため単純比較が困難な第3期においても約1,230万円、0.6%減の経費削減が認められることから、全般を通して経費削減が図られ、効率的に事業が実施されたと評価できます。

業務の包括化及び複数年度化により経費削減が図られましたが、1者応札となり競争性の課題が残りました。第3期は各設備点検保守及び運転・監視等業務、警備・受付業務が1者入札でした。第4期においても清掃・植栽管理・廃棄物監理・環境保全業務を除く4業務について1者応札でした。

説明会参加者のヒアリング結果によると、主な原因は事業規模が大きく人員確保が困難というものです。24ヘクタール、40施設、職員1万人、1日の来訪者3,000人、年間経費20億円の規模、危機管理中枢として不断に機能する必要があることから、現状以上の見直しは困難であり、競争が働きにくいものと評価できます。これまでも競争性改善のため、業務の包括化、調達単位を見直し、第4期からは5分割、複数年度化、参加資格の緩和、引継ぎ期間の確保、入札参加が期待される者の掘り起こし等、さまざまな改善のための試みが実施されていますが、1者応札が続いています。

以上のとおり、市ヶ谷地区施設管理業務の市場化テストは、業務の質の維持向上、経費の削減は達成されていますが、競争性の確保に課題が認められます。しかしながら受託民間事業者への業務改善指示等の措置及び法令違反行為がないこと、北関東防衛局入札監視委員会が実施状況をチェックすること、公共サービスの質において目標を達成していること、第1期から継続して経費削減を実現していること、第4期以降も5分割3年契約を継続予定であることという状況にあります。加えて、競争性改善のために業務の統合・分割等の改善を試みており、これ以上の見直しは困難なこと、入札参加者のヒアリングを行い改善を検討していること、入札説明会参加の個別呼びかけといった広報を実施していることから、市場化テストの実施だけでは実施状況のさらなる改善が見込めない事業であると認められます。

すなわち、指針の終了(2)に該当するものとして市場化テストを終了することが適当であると考えます。なお、小委員会の審議においてもやるべきことはいろいろやっていた結果でやむを得ない旨のご感想がございました。以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容についてご意見・ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

昨年度、ご議論いただきまして、終了プロセスについて新しく、このいただいている資料で言うと資料1の8ページにも書いてございますが、II.1.(2)ということで、これ以上競争の改善は難しいと。つまりいろいろなチェックリストをもとに自己チェックをいただき、また小委員会でもいろいろな努力につきまして、例えば競争条件をどう改善するかということで参入障壁を減らすご努力ですね、こういったことをやったんだけどどうしても競争性が改善しない場合においては市場化テストを終了するというところで、新た

に1つ、言ってみれば出口をつけ加えた形になっているわけでございます。それで今回平場で皆さんに状況をご確認いただきながら、こういう結論でよろしいかどうかご議論・ご審議をお願いしたいということでおかけしている次第でございます。ご意見がございましたらいただければと存じますけれども、いかがでしょうか。非常に悩ましいところではございます。

○井熊委員長代理 2点確認したいんですけれども、1つは規模が非常に大きいということでこれ以上の分割は、むしろ事業の効率性を下げる問題があるから妥当な策ではないという判断があったかどうかということと、あと、落札者を見てみると防衛弘済会という財団法人が構成員の中にずっと入っていて、こういう財団の存在が競争性を妨げていることはなかったのかという2点についてご説明いただければと思います。

○事務局 事務局より申し上げます。防衛弘済会は引き続き本事業について受けていただいているんですけれども、仕様書の内容につきましては防衛弘済会でないと受けられないという事業について入っているものでもございませんで、結果として1者応札となっておりますが、仕様書については他者の応札を妨げるものではないと防衛省から聞いております。追加いたします。これ以上の事業の分割につきましては業務の継続性という観点から極めて難しいと聞いております。

○井熊委員長代理 ありがとうございます。

○稲生委員長 ほかにいかがでしょうか。今回のような、途中で競争性を確認できないままに我々の審議の手を放していくというやり方でございますが、今回4件の中にも、またほかにも出てきておりますので、とりあえず次に進む形にしまして、最後にもう一度、結論がこれでよろしいかご確認いただきながらご意見を頂戴できればと思います。

それでは続きまして、「独立行政法人・医薬品医療機器総合機構／共用LANシステム等に係る運用管理支援業務」について、事務局より説明をお願いいたします。

○清水谷企画官 それではご説明いたします。右肩に資料2と書いた資料をごらんください。これは石堂先生に主査を務めていただいております小委Bの案件であります。Iの事業の概要等をごらんいただきたいと思います。この事業は独立行政法人・医薬品医療機器総合機構の情報化を統合的に推進するための情報基盤として構築された共用LANシステムについて、ヘルプデスク、稼動状況の確認・監視、利用状況の確認・監視、定例・日常的作業等々を行うものであります。

実施期間は、その下にありますように平成29年度1年間であります。受託事業者はその下にございますけれども、年間の契約は5,200万円程度という話であります。入札の状況ですが、3者が応札しておりまして、しかも予定価格内に3者入っているということでございます。

これに関しましては選定の経緯にございますけれども、平成24年に各省庁独立行政法人に対して行政情報ネットワークシステムについて一斉に市場化テストが導入されたその1件でありまして、今回その2期目であります。

Ⅱをごらんいただきまして、評価であります。1、概要ということで、結論といたしましては終了プロセスに移行することが適当であるということでございます。その論拠については、2ページからですが、まず2ページ・3ページには対象公共サービスの質の評価ということでやっております。説明は細かくなりますので省略いたしますけれども、一つ一つの項目について内容は達成されているということであります。

4ページ、(3)にありますけれども、実施経費をごらんいただきたいと思います。従前経費に比べて総体としては今回500万円弱、率にして10%程度増加しておりますけれども、その下のところを見ていただきますと、市場化テスト実施前の経費と、クライアントPCの台数等々が書かれておりますけれども、今回は台数が1,365台から1,600台に増えたところが経費の増大につながっておりまして、1台あたりに直しますと市場化テスト前に比べると5.9%の減少になりますので、一定の効果があつたと評価できると考えております。

結論であります。5ページの(5)をごらんいただきますと、今回は2期目であります。①にありますように法令違反等もなく、②として外部有識者のチェックを受けておりますし、③として競争性も確保されている、④につきまして質も達成されている、⑤についてコストも削減されているという状況を考えますと、今期をもって市場化テストを終了することが適当であるという結論に達したものであります。以上であります。

○稲生委員長 ありがとうございます。ご説明いただきました内容についてご意見・ご質問がございましたらお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

本件については競争性は働いているということですね。それから質の面でも問題がないということ。それから経費に関しては先ほどご説明いただきましたが、見かけの数字は1割増加しているわけですが、これは台数増が背景にあるという形で、実質的にはコストを下げることに成功しているという判断で結構かと思えます。いかがでしょうか。こちらはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○稲生委員長 ありがとうございます。では本件については特段問題がないということで、通常とおりの終了プロセスで処理をしたいと思います。

続きまして「国土交通省／建設業取引適正化センター設置業務」につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○足達参事官 資料3をごらんください。まず事業の概要でございますが、本業務は、建設工事の請負契約に関する相談窓口となります建設業取引適正化センターを東京と大阪の2カ所に設置し運営するものでございます。契約期間は平成29年度の単年度事業、1者応札で公益財団法人が4,428万円で受託してございます。1者応札が続いており競争性に課題があることから市場化テストに選定され、現在、この評価する平成29年度は市場化テストの2期目でございます。

2ページでございますが、評価については、結論といたしましては競争性に課題が認め

られるが市場化テストを終了することはやむを得ないと判断するものでございます。評価のポイントについてご説明いたします。

まず確保されるべき質については、2ページから3ページについて達成されてございます。実施経費につきましては、3ページの右下でございますが市場化テスト前に比べまして経費が減少しており実施経費についても満足してございます。

4ページをごらんください。(4)でございますが、競争性の課題につきましては平成29年度については説明会・入札とも1者でございます。参考でございますが平成30年度、今年度につきましても説明会には2者来ていただいたものの入札は1者となっております。

次に(5)で本業務の特殊性について分析してございます。本業務は建設業関係法規や建設業独特の商習慣であります下請とか孫請といった重層下請構造などに関する知識が不可欠であるとともに、相談者は主に中小の零細の企業や個人事業者の方であり、相談内容や主張があまり整理されていないなどの状況にあることが多く、一般的にはこういった業務については敬遠される傾向があると分析したところでございます。このため当該業務を行うことができる専門性の高い人材を確保することには困難が伴い、新たな参入は難しいと判断してございます。なお建設業関係業務を行う他の一般財団法人、国土交通省関係財団法人にヒアリングを行ってございますし、同様の業務を行っております他省庁における受託業者についてもヒアリングを行いました。以上のような理由から当該業務への参入は難しいということでございました。

(6)で競争性改善についての取り組みを縷々記載してございます。引き継ぎ期間の延長、競争参加資格の緩和、仕様書の記載内容の充実、広報・周知の拡大などに取り組んでいるところでございます。さらに取り組むべき内容として考えることについて3点検討を行っております。

まず東京と大阪にございますので、業務を2つに分割することについてでございますが、2つに分割いたしますと管理経費が膨らみトータルコストが増加することや、この財団法人が東京にございますので、大阪に応札者がいなくなり不調になる恐れがあることが考えられます。2点目といたしまして、これ以上入札参加資格要件を緩和することについてでございますが、これにつきましては国土交通省内にあります有識者の会議でも質の確保に問題が生じるのではないかというご指摘を受けているようでございます。3点目といたしまして、本業務は単年度業務で実施しておりますが、複数年度化にすることでございますが、業務が1年間で完結する業務でございますので、予算制度上、複数年度化は難しいと判断しているところでございます。

以上をまとめますと、業務の質は確保され経費は削減されましたが、競争性の改善が進まなかったことから良好な実施結果を得られたと評価することは困難でございますが、先ほど委員長よりご説明いただいたいわゆる終了の(2)に当てはまるものとして、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えたところでございます。

なお、小委員会の審議においては各地の弁護士会に本業務を公募していることなど、さらに広報してほしいという意見、またこの窓口が現地に職員を張りつけて対面で相談を受ける形態になってございますが、情報化が進む中でそういった形がいいのか、そういうことも引き続き検討していただきたいという意見がございました。以上でございます。

○稲生委員長　ご説明ありがとうございました。本件につきましてもご説明いただきましたように、1件目と同様に、質等の問題はクリアしているんだけど競争性がどうしても働かない案件であるということでございます。それで複数年度化という案であるとか、より大きな業務にできるかというところというものでもないという業務上の特徴もありますし、また12ページ以降に新たに自己チェック資料がついてございますけれども、専門性が高いというか、非常に特殊性があるという話については、13ページの中ほどから下ですか、「もとより」というところからですが、その4行目のあたりから、中小零細業者あるいは個人事業者からの相談ということで、スキルがないと対応が非常に難しいという相談業務が含まれていることもあって、別の事業者が競争に乗っかってくるのが非常に難しい事業であるということがあるようでございます。

こういったことを踏まえまして結論的には、本来の終了プロセスではございませんけれども、先ほど申し上げた平成29年度に設けた形の新たな終了プロセスという形で処理をしたいという提案があったわけでございます。小委員会でももうそのような提案しかないのではないかと結論が上がってきた次第でございます。以上を踏まえまして皆様のご質問・ご意見を賜りたいと存じますけれども、いかがでしょうか。これも非常に悩ましい案件でございます。

○清原委員　ありがとうございます。清原です。今回の資料の14ページの参考のところ、最後のほうですが建設業取引適正化センター設置業務について、当初より受注しているこの公益財団法人建設業適正取引推進機構の業務に占めるこのセンターの業務の割合は22%とありました。私は、このことは重要なところだろうと思っていて、適正化センターの仕事だけをこの公益財団法人がしているような構造になっていると課題があるかと思ったんですが、この参考資料によりますとこれだけではないということもありますことと、あわせてこの間、経費についても人件費の見直しとか、弁護士さんなど有資格者の勤務回数を減らすという努力が見られるようでございますので、「やむを得ない」という表現がやはり適切なのかと思って承っております。したがって、やむを得ないけれども、やはり引き続きこの公益財団法人におかれては、経営改善あるいは業務改善をしていただきまして、経費の適正化については引き続き努力をしていただくことをお願いしつつ、「市場化テストを終了することはやむを得ない」という結論でよろしいのではないかと感じました。以上です。

○稲生委員長　ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。先ほどの説明の中にもありましたけれども資料3の6ページで、今後の競争改善の取り組みの方策として我々も提案しつつ、かつ7ページの一番最後の2行にもございますけれども、しっかり

やっていなければ市場化テストの対象事業に再選定されることもあるという形でございまして、完全な手切れということではなくて、引き続いてウオッチはしていくというスタンスで臨んでいきたいということでございます。とりあえず今までおつき合いいただいたわけですが、それでもやるべきことはやったということで、とりあえずはこの個別の団体でまず努力いただく形にしたいと考えている次第でございます。ありがとうございます。ほかにいかがでございませうでしょうか。お願いします。

○稲葉委員 やはり議論の中身が首尾一貫していないというのは否めないと思います。例えば1者応札であってその面については強い不満があることを表明しておきながら市場化テストは終了する。論理矛盾だと思いますね。もちろん1者応札だからといってそれでもって直ちに競争性が全面的に否定されるわけではない。諸般の事情を考えると結果的にこういう形になったとしてもそれはそれで是認されるというのであれば、不満であるという言葉を使わない方がいい。そうであれば市場化テストを続ける必要はないという答えになる。逆に、いろいろこれからもあるので注意していくけれども、引き続きやめにしたいということであればなおのことよくなくて、現時点で1者応札を回避するための新たな手だてを委員会からはっきり言うことで、これらを使って状況の改善を促すように市場化テストを続けるべきだというように議論を持っていく必要がある。その際例えば、応札参加者を広く集めるためにももっと声がけを深掘りしてみるとか、参加可能な企業に対する働きかけを強化していくとか、あるいは複数年度化も、そこで言っているとおり年度会計だから1年間でしかやれないんだみたいな木鼻のような結論で終わりにするのではなくて、こういうことで複数年度化することがほんとうに論理的にできないというのは全然説得力がないと思うので、要するに改善する余地がまだあるので市場化テストを継続すべきであるように結論を持っていくべきだと。どちらかにしたほうがいいと思います。

○稲生委員長 この点に関しましては大事なご指摘ありがとうございました。事務局からもう一度、Ⅱ.1.(2)ですね、今回平場の議論では初めて出てきたわけですが、その件の趣旨をもう一度説明いただいて、その上で稲葉委員からのご指摘に対するご回答を整理してお願いできますでしょうか。

○足達参事官 昨年1年間、終了(2)については、いわゆる要件について委員の先生にご議論いただきまして、その結果といたしまして資料3の12ページをごらんいただきましたんですが、4つの要件をつくってございます。①として競争性改善上のチェックポイントの対応状況という形で、過去10年間の本委員会の中で委員の先生のご指摘などを踏まえてつくったチェックリスト、市場化テストでやるべきことをやれているかチェックすることが1点目。

2点目はまさに今稲葉先生からございましたようにさらなる改善が困難であるかということでございまして、もっと言えば小委員会の中で、こうしたら競争性が高まるよということをさらにサジェスションできるような内容があるかどうかという形で各府省から整理して、これはやりました、これはできませんというときに、さらにこれをやったら競争性

が高まるというものがみつかるかということでまずここでチェックをしてございます。

非公表と書いてある資料C-3を見ていただきたいんですが、3点目としてヒアリングの詳細と書いてございますが、これは説明会に来たところ、ほかにもできそうなところについて積極的に市場調査をしてヒアリングすることを条件にしております、こういうことを行っております。

資料3の最後の④、広報の詳細とございますが、この広報につきましては今稲葉先生からお話があったように、ピンポイントにできそうなところを深掘りしてしっかり広報したかを確認するということをしてございます。終了の(2)というのは、市場化テストの実施だけではなかなか改善が見込まれないものについてはとりあえず市場化テストを終了する形にしてございまして、それについて4つの条件を決定していただき、それに沿って確認をしてございます。そういう形で、端的に言うと小委員会の中で議論していますのは、これをやればよくなるかもしれないからもう1期やってみようよという意見が、確証はもちろん出ませんでしたし、委員の先生からも決定的なものがなかったものについて終了(2)という形の議論が小委員会の中では進んでございます。

複数年度化につきましては私の説明があれでございましたが、複数年度化をしている事業はたくさんありまして、国庫債務負担行為をとればできますが、一般的に国庫債務負担行為というのは庁舎の管理のようにいつかはやらなければいけない、義務的にやらなければいけないものについては長期の国庫債務負担行為をとって競争性を高めることによって単年度当たりの経費が下がっていくという論理構築ができますが、こういった相談業務みたいなものはその年々の税収などを踏まえて、また事業全体の優先度を踏まえて長期の国債をとって安くするというよりは、実施省庁あるいは財務省で毎年存廃が議論されていくような内容の事業であるという形で、単年度で完了してしまうのでなかなか長期の国債をとるのが難しいと説明を受けております。ですから長期契約のできるものとは、事業の性格上なかなか難しいのではないかと考えているところでございます。

○稲生委員長 いかがでしょうか。市場化テストで手を尽くした、先方も手を尽くしたんだけど競争条件が改善しないというものはやむを得ず手を放すという処理をしようということで昨年度ルールをつくってまいったわけです。それが初めて今回、4件中3件ですけれども出てきたということになります。ですからある種、座りが悪いというのはいたし方ない部分かなとはもちろん十分に感じているところであります。

○石堂委員 よろしいですか。小委員会を預かっている立場からいきますと、私としてもやむを得ないなという感じを受けます。(2)の適用について、先ほど本来の終了プロセスではないがというご発言があったんですが、今は制度として「祝卒業」と、それからこれはもうやってもだめだねという両方が本来の終了プロセスだと考えていくべきだと思っております、本件はやむを得ないかなと思っております。

ただ2点、先ほど稲葉委員からのご発言があったんですけども、単年度で完結するために複数年度化は難しいという部分は書かないほうがよかったのではないかと思います。

す。というのは、確におっしゃるように来年どういう体制でやるかわからないという意味ではそうなのかもしれないんですけども、これまで何年間か見ていてもかなり安定的にやってきているということがありますし、完成までに複数年かかるもののみ国庫債務負担行為がつく時代はもう終わっていると思うんですね。市場化テストでもたくさん同じようなことが繰り返されるもので、それを3年にするか2年にするかということはあっても複数年にするケースはありますので、今後市場化テストをやり続けることが難しくなる要件としてはここに書かないほうがよかったんじゃないかという感じを受けます。

もう一点、これは財団がやっているというのも、本件だけ見ると財団は22%ということで、これがなくなったら財団がだめになるという要素はないと思います。ただおそらく、詳しく調べているわけではないですけども、ほかの78%も幾つかこういう官発注のもので構成されているところではないのかという気がしまして、本件についていいかどうかということとは別に、こういう財団が今後ともこういう業務を、民間の存在とはいいいながらずっとやり続ける体制を許すのかどうかは、別途のところで検討していただく必要があるのではないかと思います。

○稲生委員長 いかがでしょうか。文言の修正の件と、後者に関してはまた検討するようということで議事録に残していただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○足達参事官 ご指摘のとおりのもあると思います。義務的なものについては国庫債務負担行為をとりますが、これについては毎年やっておりますので、財政の持っていく方としてはこの業務は中小企業者に対する最後のセーフティーネットなので、ずっとやらないといけないからという説明をしたらとれないことはないのかもわかりません。ちょっと難しいと思いますので、ご指摘がありましたのでそのところは複数年度化については表現を考えて、結論は難しいのではなくて複数年度化については、どうしましょうかね。

○稲葉委員 無理ですよ。トラブルに対するアドバイスをするファンクションが1年ごとできちんきちんと終わるなんてあり得ないじゃないですか。

○足達参事官 そうですね。

○稲葉委員 だから石堂委員が言われたように、それを説明に持ってくること自体が間違えている。

○足達参事官 複数年度化については表現から落とすように。実施府省からはそういう主張でございますが、総務省の評価としてはそれについてはどうしても難しいという評価ではない形にしたいと思います。

○稲葉委員 そもそも、ここのところはこういうやり方、こういう案件を競争入札にかけて効率化を促すことがいいかどうかを判断する、そういう権能を与えられていないから、我々はそれについては何も言っていないんですけども、この種の事務はほんとうにお役所として、あるいはその関連する部署として大事な公共サービス機能を発揮する機能なんですよ。単に施設をアウトソースして管理してくださいという案件とは質的に違うんですよ。公共サービスの要素を十分熟知した上で、トラブルとか苦情があったときにどういうお役

所に持っていったらいいのかとか、そういう総合判断を行政として下すサービスなんですね。そう簡単にアウトソースなんかできないのに、またそれに応札するところが1者しかないから不満だとか、ほとんど論理が破綻していると思います。それについての是非はこの委員会では言えないから、言う必要はないんだけど、そういういろいろなことを考えたときにこういう状況であればやむを得ないと。それ相応の競争性は認められるということで市場化テストをここで終わりにしたいという結論にすればきれいに説明ができる。そうでなくて何か無理につけようとするから話がややこしくしてしまうのではないでしょうか。

○井熊委員長代理 ちょっとよろしいですか。

○稲生委員長 はい、お願いします。

○井熊委員長代理 私も、これはそもそも入札というものの対象になるような仕事なのかということに関しては、ヒアリングの結果などを見ても難しいんだろうなと思って、そこに対してこういう卒業案件に対してどう言及していくかは今後我々で検討していかなければいけないと思うんですが、6ページの①から③、④と書いてあって、③、④を見るとおかしいなと、順番が変なんじゃないかと思うんですけど、「競争性についてさらなる改善が困難な事情が分析されていること」と書いてあって、「拡大を試みていること」と書いてあるのは、仮に両方とも書くとしたら、「入札の参加者の拡大を試みているが」というのが先に来て、いろいろやっても困難な状況と分析されているというほうが論理的には正しいんですね。自分で困難だと分析しているんだけど拡大を試みているというとなんか言いたいのかよくわからない。参加者拡大を試みているんだけど困難な事情があることが分析されている。だから競争入札の改善というこの委員会のアプローチではこの案件の改善は難しいんだという結論に結びつけていけばいいんじゃないかと思うんですが。

○稲生委員長 おそらくこれはいろいろチェックシートみたいなものがあって、今回の終了プロセスの(2)が出てきて、チェック項目みたいなものに従ってこの文章が組み立てられているんですね。ですから6ページですと、実施状況ということで最初に丸が5つあって、状況があって、いろいろなことをチェックして問題がないと。一方で競争性だけは問題があるということなんだけど、実は「なお」ということで、競争性の改善を目指したんだけど以上のおりということでもたまたま構造的に上に戻っていくわけなんですね。そういう意味では読んでいて確かに前後関係、何だろうというのがあるし、今ご指摘があったように3番と4番の関係も順番がひっくり返ったほうがよいのではないかとあるわけですね。この点はおそらくほかの3件にもかかってくると思うんですけど、この順番を変えることはできますよね。

○足達参事官 もちろんできますし、順番を変えてなおかつ広報を実施、入札参加者の拡大を試みているというよりは、入札参加者の拡大に向けて広報等をいろいろやっているという日本語の書き方もあれですし、③と④は逆のほうが確かに話が通じる。

○稲生委員長 そこはもう一度後で検討いただきましょうか。要は入札において1者の応

札であり競争性に課題が残っていると。競争性改善の取り組みについては以下の4点が認められる。結論としては競争において課題が残るんだけども良好な実施結果を得ると評価することが困難という順番にしたほうが素直かもしれないですね。今言った③と④については順番を入れかえるとか、書きぶりを考えるということですっきりさせたほうが皆さんのご指摘のようによろしいように思います。

そういたしますと、苦しいところではあるんですけども結論的には終了プロセスの(2)ということで手を放す、終了させるということでこの点はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。その上で書きぶりに関してはご一任いただく形で、今の皆さんのいろいろなご指摘を受けて私と事務局とで調整して、メール等で確認いただくということをして大丈夫でしょうか。

○足達参事官 委員長と相談させていただきます。

○稲生委員長 皆さんいかがでしょうか。いろいろご不満もあるかもしれませんが、こういう形で処理したいと思いますがいかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

○稲葉委員 非常にいいチャンスだと思っているんですね。何でもかんでもアウトソースして競争入札にかければ経費節減になるという考え方は間違っていて、そういうことでやって経費節減に持っていくものと、他に任せないで自分たちが効率的にやっていく分野とわかって分けてやっていく必要がある。今回それがごちゃごちゃになっていてその結論もはっきり言えないんだけど、それだったらこの扱い方が間違っていましたみたいなものが意見陳述がこの中にあってもいいんだろうと僕は思います。それが怖いというんだったら不満であるなんて格好いいことを言わなければいい。諸般の事情を勘案するとやむを得ない。したがって市場化テストは終わり。

○稲生委員長 なかなか市場化テストで我々のところに法律で言えるところがどこまでかというのは難しいところではございまして、本来省の中で処理すべきとか、あるいは本来業務なんだからむしろ市場化テストではなくて別のやり方で処理すべきというところまで踏み込んで書きづらいところがあって、申しわけないんですけどもそこまでは言えない。もちろんこれは議事録という形で表に出てくることになりますので、それは各省にも伝わっていくんだろうなと考えてございます。

○福島事務局長 よろしいですか。

○稲生委員長 はい。

○福島事務局長 今稲葉委員からご指摘があった点については、我々も今までこの案件を、これは一つ一つが取り上げることにについて閣議決定されている案件で、しかも過去必ずしも一件一件よく見て選んだわけではなくて、特定の業務については全部対象にしろという形で入ってきているものもあるわけです。ご指摘の点は我々も同様のことを感じていまして、そもそもこれを幾らやってもできないのではないかという発想から、昨年ぐらいから監理委員会にもお諮りしているような、もう一つの外に出していく手法を考えないといけ

ないということで、これはどう考えても市場化サービスで成功というか、うまくいきましてねという結果が出てくるものになりにくいものについては、別途これはもう無理ですねという形でやっていかざるを得ないだろうという考えを持っております。そういうことですので、今ご指摘のあった点は我々も、ずっとやっていてそうだなという感触を持っています、それについて今回幾つか典型的なものをこの場に出していただいて今のような議論をしていただくのがむしろ我々の狙いでありましたので、ご指摘の点は共有させていただいて考えていきたいと思えます。

○稲生委員長 よろしいでしょうか。

○事務局 すみません、事務局ですけれども、今の複数年度化の記載のところですが、落とすのが望ましいのではないかというお話があったんですが、市場化テストにおいて複数年度化については検討するということはあるまして、複数年度化により競争性とかコストの削減ということが実現するのではないかということで、各省はそれについては一応検討すると。それについて難しいかどうかというのはいろいろ事情があるので、できるかできないか判断があるので、それに複数年度化という1つのツールが難しいというかどうかというのは、書き方はあれですけれども事務局でもその点は見ることにしております。複数年度化が難しいという書き方があれでしたら書き方を変えるんですけれども、この項目自体を落とすことは、ほかの事業においても複数年度化については検討しているかどうか確認しておりますので、できれば避けていただければなと思っております。難しいという書きぶりは委員長と相談したいと思いますが、落とすというのは今後も記載を残させていただきたいと事務局としては思っております。

○稲生委員長 はい。要は複数年度化の話はこの案件をずっと扱っているときに必ず相手に言っているわけですね。複数年度化とかは可能かということで。

○事務局 単年度事業のものは複数年度化の可能性はありますかということは確認しております、次の資料4の案件も単年度事業なんですが、それについても小委員会において複数年度化はどうかということは確認しておりますので、それについては一応分析した上で難しいよねとか、今後検討はしていくけれども現時点では難しいという回答を各省からもらっていますので、それについては事務局として評価の1つとして入れないといけないということで、落とすのは難しいのかなと思っております。

○稲生委員長 何というか、各省から難しいという答えが来ていて事務局がそうだという確証を持っていて、小委員会でもやむを得ないとなっているわけですね。だから単年度でやるしかないということですね。ですから、今回終了を認めてもう一度競争条件が働くかを、手放すんだけれどもまた各省で努力をいただくことになるわけですね。そしてまた何年かして相変わらず1者応札が続いている、しかも稲葉委員がおっしゃったような根本的な事業の見直しみたいなものも行わないということであれば、場合によってはもう一回この市場化テストということで引き出して、そこで今度はいよいよ複数年度化ができないかという検討をするとか、そのように処理していくしかないのではないかと考えております。

ただ問題は、じゃあ委員からいろいろこういう強いご意見が出ている中で、それを評価の中に盛り込まないのかということは相変わらずあるわけですね。ですからこういう意見が出された的な文章を残すのはできるんでしょうか。例えば複数年度化についてはさらなる検討があるのではないのかという意見が出されたとか、入れるかどうかは別ですけども、それをこの評価案の最後の中に入れるのは可能なんですか。

○事務局 これを残しつつ後ろに、そういう意見があったということで記載を残すということは。

○稲生委員長 後ろにというのは評価案ですよ。7ページのどこかにですね。特に委員から強い申し出があったということは。

○事務局 そういう要望があったということは、それはもちろん。

○稲生委員長 私、さっき議事録では残るといいう言い方をしましたが、そうは言いながらもこの文章の中に残すことも大事だと思っていますので、文言については私にご一任いただきたいと思いますけれども、委員の皆様、そういう形でいかがでしょうか。いろいろあるかと思いますがよろしくお願いいたします。

それでは次に参ります。最後でございますが、「文化庁／文化庁メディア芸術祭の企画・運営」について事務局よりご説明をお願いいたします。

○小原参事官 「文化庁メディア芸術祭の企画・運営業務」の評価案についてご説明します。文化庁メディア芸術祭は、アート、エンターテインメント、アニメーション、漫画の4部門においてすぐれたメディア芸術作品を顕彰するとともに、これを鑑賞する機会を提供するものです。その企画・運営業務としては、大きくはコンテスト業務と展覧会業務に分けられます。評価の対象は平成29年度の単年度事業、市場化テストとしては3期目です。1者応募で公益財団法人が2億595万円で落札しています。選定の経緯は公益財団法人の1者応募が続いている状況であり、競争性に課題があることからです。

評価は、競争性に課題が認められるが市場化テストを終了することはやむを得ないと判断するものです。評価のポイントは次のとおりですが、平成30年度の事業の入札結果も出ているので、これも含めて判断しています。

確保されるべき質についてはおおむね達成されました。アンケート調査は総来場者数の6%以上の有効回答者数を確保することとされていましたが、結果は3.9%にとどまり、未達成でした。これについて文化庁は、アンケート内容が展覧会来場者を想定したものとなっているため、展示を行っている会場のみで実施したが、総来場者数にはトークイベント等を行ったサテライト会場の来場者数を含むため未達成となったとしています。なお、アンケート実施会場の来場者数に対しては7.5%となっています。

民間事業者からの改善提案により、コンテスト業務については審査員の負担をできる限り少なくするための審査体制とスケジュールが組まれました。展覧会業務については、これまで5カ所程度だったサテライト会場・連携企画会場を13カ所に増やしました。実施経費は市場化テスト導入前の平成26年度と比較して789万円、3.4%減となっています。

す。

競争性の課題については、平成29年度は説明会・入札とも1者であり、改善は進みませんでした。平成30年度事業においては、監理委員会の指摘を取り入れ、事業をコンテストと展覧会に分割し、可能性のある事業者に声かけを行ったところ、説明会にはコンテスト3者、展覧会2者が参加しましたが、入札はいずれも1者でした。説明会参加者のヒアリングによると専門性の高い人材の確保の困難さが理由に挙げられています。そのほかにも海外作家への対応、インターネット上での作品管理、現在の予算規模での新規参入者の実施体制整備の困難さ、単年度事業であることが入札に至らなかった原因として挙げられます。市場化テスト導入後、これまでに競争参加資格要件の緩和、確保されるべき質の緩和、過去実績の公表、仕様書の明確化、可能性のある事業者への声かけ、平成30年度からは業務分割を実施しましたが、複数応札は実現しませんでした。

以上をまとめると、業務の質は確保され経費は削減されましたが、競争性の改善は進まなかったことから良好な実施結果を得られたと評価することは困難です。今後の方針としては既に事業の分割を試みていること、説明会参加者のヒアリングにより人材確保の困難さ等の改善困難な事情が分析されていること、参入の可能性のある者への説明会参加の広報を試みていることから、指針の終了(2)に該当するものとして市場化テストを終了することが適当であると考えます。なお小委員会の審議においては、事業の抜本的改革の可能性の検討は続けてほしい旨のご意見がございました。以上です。

○稲生委員長 ありがとうございます。こちらも終了プロセスの(2)、新しい形での終了の仕方ということで評価案ができております。ご意見・ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと存じますけれどもいかがでしょうか。

○井熊委員長代理 よろしいですか。

○稲生委員長 お願いします。

○井熊委員長代理 回数を限定して終了プロセスに持っていこうという新しい試みをやっていて、その幕切れをどのようにやるかということこれからいろいろ、適切な形をつくっていかねばいけないわけですが、案件ごとに事情が違ふということなので、じゃあどうすればいいのかを丁寧に書いていくことが必要なのかなと思います。例えば1番目のビル管理のものは、私なんかは多分経済環境なんかが影響しているかなと思うので、常に粘り強く広報活動みたいなものを続けていけば競争が改善する可能性もあるかもしれないし、もう一つの建設のものは、そもそも競争に付して効率性を説明するという方法がなじまないのではないかという部分がありますから、そういうことがあるし、今回のものは見ていると、民間にとって負担が大きい割には魅力がないなという案件なんだと思います。ですから、その場合民間がやりやすいような競争条件というのはもっと対応しながら検討していくべきだとか、一つ一つの案件を、条件に合っていますから終わりではなくて、もう少し丁寧に説明していくような形にしていってほしいんじゃないかと思います。

○稲生委員長 貴重なご意見ありがとうございます。事業の性格に踏み込んだ形で、個

別性が非常にありますのでそれに従った記載も盛り込むべきだと。どうしても形式要件だけでそれを潰してチェックを行って、それを文章化していく形になりがちなんだけれども、もうちょっと実質的な部分をしっかり書くべきだというご意見だと思います。私もそのほうがよろしいのではないかと思いますけれども、事務局、この点いかがでしょうか。

○足達参事官 そうですね。今回初めてこの本委員会でご議論いただいたことをしっかり踏まえて、改善すべきところは改善していきたいと考えております。

○稲生委員長 このほかご意見いかがでしょうか。今回初めて平場で議論をいただくということもあってなかなかまい具合に整理が進んでいないところではございますけれども、私も事務局と相談しながら最終的な評価案についてはつくってまいりたいと考えております。今回のメディア芸術祭につきましても、井熊委員からご指摘があったように非常に専門性が高い部分があって、この2億円という価格でやるのはほかの事業者さんではしんどい部分があるというのは、実際に話を伺っていても明らかかなと考えている次第です。お願いします。

○稲葉委員 この場の議論もそうなんですけれど、やっぱりお役所のお仕事というのは誤謬性というのがどうも引っかかっていて、よくないと思うんです。新しい市場化テストの終わり方について前に議論したときに、どういうケースが最も多いだろうと考えて、今回これを見て案の定そうだったのは、市場化テストにかけてみたんだけど、かけてみたことについて、もちろん100%正しい判断なんて人間できようがないんだが、後から振り返ってみるとちょっと無理があったなど。そういうときに同じことを何度も繰り返すのではなくて、一旦ひとまず終えてみようというのが最も多い使い方なんだろうなと。つまり我々が市場化テストをやろうと言ってきたこと自体に若干誤りがあったということ認める場合の1つのやり方として、我々もある意味間違えましたということを認める算段としてこれを使う。だとするとそういうことがわかるようなことが、何がしかこういう委員会の議論の中で出ていたということが出ていないと意味がわからないと思うんです。だめなのに何でやめるのかという話になってしまうと思います。そこのところはお役所としては辛いのかもしれないけれども、お役所以外は大体そうやって動いているんですよ。人間は間違えるからね。間違えたら間違えました、直しますとやってくるわけで、我々もそのようにやったほうがいいと思います。

○稲生委員長 一方で方法論として、もむ前、事業選定の段階で市場化テストにふさわしいかどうか分かるかというのがあるんですよね。

○稲葉委員 だから100%わかるようなことはないのですが、とりあえず我々は入れましたけれども後から考えてみると100%ふさわしいというわけではありませんでしたね、したがってこれこれの処置をとりますということ。

○稲生委員長 わかりました。いずれにしても書きぶりだと思いますのでちょっと工夫をしたいと思います。

○稲葉委員 書きぶりというか考え方だと思うんですね。

○稲生委員長 はい、お願いします。

○石堂委員 そういう意味では平成28年度でしたか、「あり方検討」をやったときに、入口の段階で市場化テストにふさわしいかを見なければだめだねということがたしかあったと思うんです。本件が平成29年4月からの事業開始というところはなかなか微妙で、この事業選定が終わった後に「あり方検討」をやった気がするので、ちょっと後始末的にこういうものがたくさん出てきていると見られるのではないかと考えています。今後は入り口で、これまでの10年の経験からいくとこの種のものはだめだねというものが排除されていくことがだんだん実現してくるんじゃないかなと思います。

○稲生委員長 おそらく今回みたいなある種の中途退学的な、途中で我々の手を放すという案件が何件か出てきて類型化されて、そうすると入り口の段階でこの案件はなじむかなじまないかがある程度予測可能にはなってくると思いますので、それは事例の積み重ねを続けて入り口の段階でも仕分ける、むしろこれは浅羽委員さんのお役目かもしれませんけれども、いずれにしましても事業選定の段階でも今後は議論する必要があるだろうなと考えてございます。

それでは、ちょっと歯切れが悪いところではございますが、今回4件上がったうちの2件目、独立行政法人・医薬品医療機器総合機構については特に問題なくということで通常の終了のプロセス。残りの3件については、終了するんだけど文言修正とか今回出たいろいろな意見などを踏まえて、ご一任いただく形で最終的な評価案を事務局にまとめていただいて、皆さんにメール等で照会をかけて最終的に決めていきたいと思いますが、そういう形でよろしいでしょうか。結論は終了ということではよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○稲生委員長 ありがとうございます。いずれにしましても井熊委員長代理さんからお話もありましたけれども、終了とはなっていますけれどもさまざまな条件を考慮した上で結論を得られたということでございますので、ほかの案件につきましても今後個々の条件を踏まえた議論を尽くすことを考えながら進めてまいりたいと思います。

続きまして議事次第3に参ります。「公共サービス改革基本方針(案)」についてご審議をいただきたいと思います。本件は4月の監理委員会でご議論いただいた内容を踏まえまして総務大臣が当委員会に付議したものでございます。それでは事務局より説明をお願いいたします。

○足達参事官 資料5をごらんください。「公共サービス改革基本方針(案)」と書いてある資料でございます。基本方針は4月24日の本監理委員会でもご審議いただいたところでございますが、本文と別表から構成されてございます。10ページまでが本文、それ以降個別の市場化テストを行う事業が別表に記載されております。本文につきましては4月の監理委員会以降に変更点はございません。また、そもそもこの内容につきましては昨年の本文と比べた場合、いわゆる修辭的な変更のみを加えておりまして、実質的な変更はな

く本文については昨年度と今年度は同様の内容となっております。別表につきましては4月の段階で新たに8事業を追加するとご説明いたしましたが、その内容で各府省とは調整を要しているところでございます。また4月以降の4回の署名審議、また本日の4件のご審議の結果を踏まえて市場化テストを終了することになったものについては、今後市場化テストをやると書いてあった記載を削除する等の審議結果も反映させていただいているところでございます。

今後の予定でございますが、本日の監理委員会でご審議いただいた後、来月上旬をめどに閣議決定に向けて手続きを進めてまいりたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

○稲生委員長 ありがとうございます。ただいま説明いただきました内容についてご意見・ご質問がございましたらご発言をお願いしたいと思いますけれどもいかがでしょうか。実質的な中身の変更がないと聞いております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは公共サービス改革法第7条第6項の規定により付議されました「公共サービス改革基本方針（案）」については監理委員会として異存なしといたします。なお、本基本方針は来る7月上旬に閣議決定される予定でございます。

続きまして議題4と議題5でございますけれども、非公開での審議となりますので傍聴の皆様はご退席をお願いいたします。

（傍聴者退席）